

業務運営規程

第1条（目的）

本規程は、サイバーセキュリティイニシアティブジャパン（以下、「当団体」という）の団体規約（以下、「当団体規約」という）に基づき、当団体の業務執行に関する運営、業務処理等に関し必要な事項を定める。

第2条（業務執行）

1. 当団体規約第2章に定める目的及び事業の執行に関して、理事自らが行う。
2. 当団体規約第20条に定める業務執行理事を置く場合、業務執行理事は、当団体規約第28条で定められた理事会の権限を除いて、当団体としての業務執行判断を行うことができる。
3. 当団体規約第36条に定める運営委員会を設置する場合は、運営委員会の委員の選任は、会費以外の運営経費等を拠出し当団体の安定化に寄与した幹事会員のうちから理事の推薦による理事会決議とし、また、定数は3名以上5名以内とする。運営委員会は、理事の職務執行の補佐を行うとともに、分科会の設置、分科会活動方針決定、分科会リーダー及びサブリーダーの指名に関する権限を有する。なお、執行内容に対する提言がある場合は理事会に附議し承認を受ける。選任された運営委員は、理事会の業務執行方針に基づいて活動するとともに、活動状況及び成果について理事会で報告する。
4. 当団体規約第35条に定める事務局には事務局長を置く。事務局長の選任は理事の推薦による理事会決議とし、事務局長は、当団体運営の業務執行に関する事務処理の統括を行う。

第3条（代行理事順位）

会長に事故若しくは支障があるときに会長の代行者となる理事の順序は、次のとおりとする。

第1順位：西本 逸郎

第2順位：柿木 彰

第3順位：青柳 史郎

第4条（予算執行）

1. 予算の執行にあたっては、理事会での決議を受けた事業計画及び予算計画に基づいた業務執行に関するものは、事務局長による承認をもって執行する。
2. 予算の執行にあたっては、複数の事業者から見積もりを取得し、総合評価により事業者を決定する。
3. 予算計画よりも増額となる場合は、その使用額が当該項目の当初予算額の20%以上増額となる場合には、再度起案の上、理事会で審議を行い、決議後は前1項及び2項により執行する。

4. 当初事業計画にない場合は、その使用額が10万円以上となる場合には、理事会で審議を行い、決議後は前1項及び2項により執行する。

第5条（旅費、交通費）

当団体が認めた事由による国内外を含む旅費等については、国家公務員等の旅費に関する法律を参考にして支給する。

第6条（謝金）

外部講師等に対する謝金は、以下基準を基に算出し支払う。

- (1) セミナー講師の謝礼は、1回当たり（1時間半程度）30,000円（税抜）とする。
- (2) 原稿執筆の謝礼は、A4版1ページ（1500文字程度）当たり15,000円（税抜）とする。
- (3) 上記各号の範囲を超える場合は、その都度、理事会にて承認する。

第7条（その他）

当団体規約及び本規程に定めのない事項については、理事会にて検討し判断する。

附 則

1. 本規程は、2022年4月12日から施行する。
2. 本規程は、2022年9月15日に改訂し、即日施行する。